

APECアーキテクト・プロジェクト

1 目的等

APEC アーキテクト・プロジェクトは、実務経験などについて一定レベル以上にあると認められるアーキテクトに対し、APEC 域内での共通の称号を与え、その登録を統一的に行う事業であり、APEC 域内でのアーキテクトの流動化を促進し、アーキテクトの国際的な活躍を支援することを目的としている。

APEC アーキテクトとして登録を受けた者は、アーキテクトとしての能力が他のエコノミーの同アーキテクトと実質的に同等であることが証明され、APEC 域内共通の APEC アーキテクトという称号を国の内外で用いることが可能となる。さらに、各国間の協定締結後は、他のエコノミーにおける資格取得について、通常日本の建築士に対して課せられる資格試験等の一部が免除され、資格取得が容易になる。

2005年9月19日以降、各エコノミーにおいて順次 APEC アーキテクトの登録が開始されている。

2 APEC アーキテクトの要件

大学の建築課程の修了	大学レベルの4年以上の建築課程を修了していること、又は同等の者と認められていること
登録/免許前の実務経験	登録/免許前に合計2年間の実務経験を有していること等
アーキテクトとしての登録/免許	それぞれの国又は地域でアーキテクトとして登録又は免許付与されていること
登録/免許後の実務経験	資格取得後7年以上の実務経験を有していること うち、複雑な建築物の設計等について専門家としての責任を有するアーキテクトとしての実務経験が3年以上であること

さらに、次の項目に同意する必要がある。

- ・自国及び実務を行う相手エコノミーの専門家の行動規範を遵守すること。

また、APEC アーキテクトであり続けるためには、次の要件を満たす必要がある。

- ・継続的な専門能力開発（CPD等）を満足すべきレベルで実施していること。

3 APEC アーキテクト・プロジェクト参加 14 エコノミーの登録状況

◎ APEC アーキテクト・プロジェクト参加国(エコノミー)と各国の APEC アーキテクト登録状況(平成 20 年(2008 年)2月時点)*各国モニタリング委員会のウェブサイト等による

参加国(エコノミー)	APEC アーキテクト登録数	参加国(エコノミー)	APEC アーキテクト登録数
オーストラリア	9	メキシコ	4
カナダ	4	ニュージーランド	—
中国	77	フィリピン	—
香港	35	シンガポール	—
日本	411	台湾	71
韓国	261	タイ	—
マレーシア	6	アメリカ合衆国	37
合計 915			